



水資源・環境学会規約

1. 本会は、水資源・環境学会と称する。
 - (2) 英文名称は Japanese Association for Water Resources and Environment と表記する。
2. 本会は、事務局所在地を愛知県碧南市神有町 3-84-2 に置く。
3. 本会の設立年月日を 1983 年 4 月 1 日とする。
4. 本会は、その設立の趣旨に賛同する者をもって組織し、水資源および水環境に関する総合的かつ学際的な研究と発表を行うことを目的とする。
5. 前条の目的を達成するため、学術誌の発行、研究会、講演会の開催、優れた研究の表彰、その他必要な事業を行う。
6. 本会に入会しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。
7. 本会は個人会員と法人会員によって構成され、個人会員および法人会員は以下に定める学会費を納めなければならない。
 - (2) 個人会費は年 5,000 円とする。
 - (3) 法人会費は年 30,000 円とする。
 - (4) 理事会は、会費納入が 3 年以上にわたり滞る者について、その会員資格を停止することができる。
8. 本会は定期総会を年に 1 回、6 月に開催する。
9. 本会に理事、監事を置く。
 - (2) 理事は総会において選出され、理事会を組織し、会務を執行する。
 - (3) 監事は総会において選出され、会計および事業について監査する。
 - (4) 理事および監事の任期は西暦偶数年に開催される総会から総会までの 2 年間とする。
 - (5) 理事会は、会長、事務局長およびその他必要な委員を総会で選出された理事の中から選任する。なお、任期途中で欠員の生じた委員等の後任委員の任期は当該委員の残任期間とする。
10. 理事会は特別に学会に貢献した会員を顧問とすることができる。顧問の任期は特に定めない。
11. 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。
12. 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌 3 月末日までとする。
 - (2) 事務局長は、監事の会計監査を経た後、これを会員に報告しなければならない。
13. この規約を改正するためには、総会の出席者全員の過半数の賛成を得なければならない。

学際的アプローチで水資源と環境の未来を考える

水資源・環境学会

JAPANESE ASSOCIATION FOR WATER RESOURCES AND ENVIRONMENT



附則

1983年4月1日制定

2015年6月6日一部改正

2018年6月2日一部改正

2021年6月19日一部改正

2023年6月27日一部改正

2024年6月1日一部改正

2026年6月6日一部改正